

港長公示 第1号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第2項の規定により、公示する。

令和4年8月4日

宮津港長



宮津港内花火大会における航泊の禁止について

宮津港第2区において、宮津燈籠流し花火大会が行われるため、下記により一般船舶（港長が認めた船舶を除く。）の航泊を禁止する。

記

1 期間

令和4年8月16日(火)午後7時30分から午後8時30分までの間

ただし、午後8時30分までに行事が終了した場合は、安全が確認された時間までとする。

2 区域

次の①から⑧の各地点を順次に結んだ線と陸岸に囲まれた海域（別添航泊禁止図参照）

① 基点（宮津市所在の宮津栈橋突端）

（北緯 35 度 32 分 24 秒 東経 135 度 11 分 39 秒）

② 宮津港杉の末防波堤灯台

（北緯 35 度 32 分 35 秒 東経 135 度 11 分 35 秒）

③ 北緯 35 度 32 分 44 秒 東経 135 度 11 分 31 秒

④ 北緯 35 度 32 分 49 秒 東経 135 度 11 分 54 秒

⑤ 北緯 35 度 32 分 40 秒 東経 135 度 12 分 13 秒

⑥ 北緯 35 度 32 分 28 秒 東経 135 度 12 分 13 秒

⑦ 宮津港鶴賀防波堤灯台（北緯 35 度 32 分 19 秒 東経 135 度 12 分 01 秒）

⑧ 島崎物揚場南東端（北緯 35 度 32 分 19 秒 東経 135 度 11 分 56 秒）

3 標識

上記③から⑥には、灯浮標（灯色：緑色、毎4秒に1閃光、光達距離3km）が設置される。

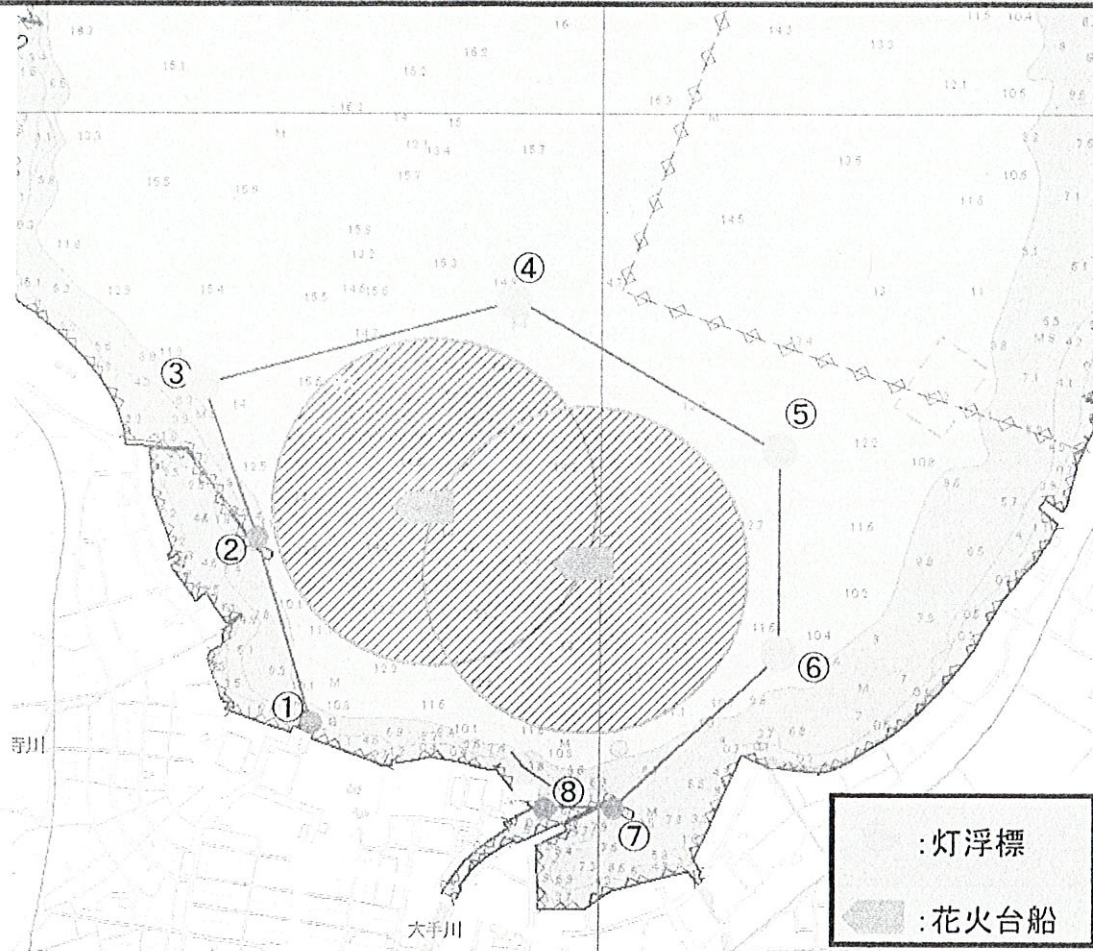
4 備考

(1) 航泊禁止期間中は、警戒船5隻（警戒船を示す青色灯設置）及び巡視艇1隻、警察艇1隻が付近海域の警戒にあたる。

(2) 作業従事船には昼間に黄色の旗、夜間に虹色灯（毎2秒に1閃光）1個が掲げられている。

航泊禁止図

別添



1 期間

令和4年8月16日(火)午後7時30分から午後8時30分までの間

ただし、午後8時30分までに行事が終了した場合は、安全が確認された時間までとする。

2 区域

次の①から⑧の各地点を順次に結んだ線と陸岸に囲まれた海域(別添航泊禁止図参照)

- ① 基点(宮津市所在の宮津棧橋突端) (北緯35度32分24秒 東経135度11分39秒)
- ② 宮津港杉の末防波堤灯台 (北緯35度32分35秒 東経135度11分35秒)
- ③ 北緯 35度32分44秒 東経 135度11分31秒
- ④ 北緯 35度32分49秒 東経 135度11分54秒
- ⑤ 北緯 35度32分40秒 東経 135度12分13秒
- ⑥ 北緯 35度32分28秒 東経 135度12分13秒
- ⑦ 宮津港鶴賀防波堤灯台 (北緯35度32分19秒 東経135度12分01秒)
- ⑧ 島崎物揚場南東端 (北緯35度32分19秒 東経135度11分56秒)

3 標識

上記③から⑥には、灯浮標(灯色:緑色、毎4秒に1閃光、光達距離3km)が設置される。

4 備考

(1)航泊禁止期間中は、警戒船5隻(警戒船を示す青色灯設置)及び巡視艇1隻、警察艇1隻が付近海域の警戒にあたる。

(2)作業従事船には昼間に黄色の旗、夜間に虹色灯(毎2秒に1閃光)1個が掲げられている。

令和4年8月4日

宮 津 港 長